

2023 REPORT

2023年度上半期経営情報
(令和5年9月末現在)

佐賀西信用組合からみなさまへ

経営情報（半期情報の開示について）

令和5年度上半期（令和5年4月1日～令和5年9月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。

損益の状況

（単位：百万円）

区 分	令和5年9月末
業 務 純 益	77
実 質 業 務 純 益	77
コ ア 業 務 純 益	77
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	77
経 常 利 益	85
当 期 純 利 益	71

自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

	令和5年9月末	〈参考〉令和5年3月末
自己資本比率	18.53	20.09

預金・貸出金の状況

（単位：百万円）

区 分	令和5年9月末	〈参考〉令和5年3月末
預 金 残 高	78,132	72,053
貸 出 金 残 高	35,263	34,541

協法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年3月末	839	344	494	100.0	100.0
	令和5年9月末	829	337	492	100.0	100.0
危 険 債 権	令和5年3月末	637	524	112	100.0	100.0
	令和5年9月末	632	516	115	100.0	100.0
要 管 理 債 権	令和5年3月末	11	11	—	100.0	100.0
	令和5年9月末	5	5	—	100.0	100.0
三月以上延滞債権	令和5年3月末	5	5	—	100.0	100.0
	令和5年9月末	—	—	—	100.0	100.0
貸出条件緩和債権	令和5年3月末	5	5	—	100.0	100.0
	令和5年9月末	5	5	—	100.0	100.0
小 計	令和5年3月末	1,487	880	607	100.0	100.0
	令和5年9月末	1,467	859	607	100.0	100.0
正 常 債 権	令和5年3月末	33,125	—	—	—	—
	令和5年9月末	33,903	—	—	—	—
合 計	令和5年3月末	34,613	—	—	—	—
	令和5年9月末	35,370	—	—	—	—

(注) 令和5年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和5年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。
(令和5年9月末の算出方法)

- 債務者区分については原則として令和5年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(2、3及び5に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(2、3及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

貸出金業種別残高・構成比

（単位：百万円、％）

業 種 別	令和5年9月末		〈参考〉令和5年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,784	5.1	1,791	5.2
農 業、 林 業	205	0.6	185	0.5
漁 業	17	0.0	17	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	6,281	17.8	6,011	17.4
電気、ガス、熱供給、水道業	48	0.1	52	0.2
情 報 通 信 業	101	0.3	108	0.3
運 輸 業、 郵 便 業	736	2.1	713	2.1
卸 売 業、 小 売 業	4,004	11.4	3,657	10.6
金 融 業、 保 険 業	1,500	4.3	1,000	2.9
不 動 産 業	298	0.8	334	1.0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	877	2.5	913	2.6
飲 食 業	981	2.8	962	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	156	0.4	157	0.5
教 育、 学 習 支 援 業	90	0.3	92	0.3
医 療、 福 祉	457	1.3	544	1.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,229	6.3	2,151	6.2
そ の 他 の 産 業	170	0.5	188	0.5
小 計	19,942	56.6	18,883	54.7
国・地方公共団体等	5,306	15.0	5,352	15.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,015	28.4	10,306	29.8
合 計	35,263	100.0	34,541	100.0

◎満期保有目的の債券…該当事項なし

◎その他有価証券

	種 類	令和5年9月末			〈参考〉令和5年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	79	71	7	—	—	—
	債 券	5,726	5,606	120	6,068	5,907	161
	国 債	1,814	1,705	108	1,849	1,705	143
	社 債	3,912	3,900	11	4,218	4,201	17
	そ の 他	1,044	1,013	30	184	167	16
	小 計	6,850	6,691	158	6,252	6,074	177
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	63	74	△ 8
	債 券	16,425	17,591	△ 1,165	14,248	14,993	△ 744
	国 債	3,072	3,479	△ 407	3,242	3,479	△ 236
	社 債	13,353	14,111	△ 758	11,005	11,513	△ 507
	そ の 他	76	81	△ 4	876	904	△ 28
	小 計	16,502	17,672	△ 1,170	15,188	15,969	△ 781
合 計	23,353	24,364	△ 1,011	21,440	22,043	△ 603	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には公社公団債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、投資信託等です。
 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について (令和5年4月～令和5年9月まで)

経営者保証に関する取組み方針

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

借入の申込み時や保証債務整理の相談を受けた際に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について検証し、経営改善支援を行っています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ・法人のみの資産、収益力で借入金返済が可能と判断し得る
- ・法人から適時適切に財務情報が提供されている など

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		
	令和5年9月末	〈参考〉 令和5年3月末	〈参考〉 令和4年9月末
(資産の部)			
現 金	1,030,071	951,065	1,069,840
預 け 金	23,709,847	21,495,356	29,003,010
有 価 証 券	23,379,570	21,466,964	21,753,736
国 債	4,887,060	5,092,500	5,112,400
社 債	17,265,560	15,224,430	15,394,830
株 式	105,526	89,380	85,519
その他の証券	1,121,424	1,060,654	1,160,987
貸 出 金	35,263,812	34,541,962	34,272,667
割 引 手 形	392,506	430,829	317,415
手 形 貸 付	1,112,434	1,299,195	1,095,264
証 書 貸 付	32,570,574	31,701,855	31,979,256
当 座 貸 越	1,188,297	1,100,082	880,732
そ の 他 資 産	801,546	662,145	688,546
未 決 済 為 替 貸	10,481	1,839	2,265
全 信 組 連 出 資 金	567,400	567,400	567,400
前 払 費 用	12	12	12
未 収 収 益	89,030	86,584	92,512
その他の資産	134,622	6,309	26,356
有 形 固 定 資 産	525,950	540,534	564,128
建 物	193,730	200,754	212,557
土 地	286,183	286,183	286,183
リ ー ス 資 産	7,936	12,634	17,332
その他の有形固定資産	38,099	40,961	48,053
無 形 固 定 資 産	2,461	2,567	2,673
ソ フ ト ウ ェ ア	492	598	704
その他の無形固定資産	1,969	1,969	1,969
繰 延 税 金 資 産	51,139	48,501	137,931
債 務 保 証 見 返	106,710	53,605	73,771
貸 倒 引 当 金	△ 618,740	△ 630,227	△ 648,687
(うち個別貸倒引当金)	(△ 607,466)	(△ 607,331)	(△ 638,570)
資 産 の 部 合 計	84,252,370	79,132,475	86,917,619

科 目	金 額		
	令和5年9月末	〈参考〉 令和5年3月末	〈参考〉 令和4年9月末
(負債の部)			
預 金 積 金	78,132,678	72,053,804	77,898,656
当 座 預 金	299,956	246,176	313,607
普 通 預 金	22,632,572	22,154,588	22,050,741
通 知 預 金	15,000	15,400	—
定 期 預 金	52,056,540	46,289,369	52,050,929
定 期 積 金	3,053,376	3,158,046	3,243,182
その他の預金	75,233	190,224	240,195
借 用 金	—	700,000	2,300,000
借 入 金	—	700,000	2,300,000
そ の 他 負 債	175,415	110,046	104,341
未 決 済 為 替 借	9,078	8,607	7,143
未 払 費 用	35,266	34,006	37,621
給 付 補 填 備 金	1,797	2,097	2,490
未 払 法 人 税 等	12,466	8,331	7,331
前 受 収 益	16,840	23,725	21,943
払 戻 未 済 金	—	2,259	—
リ ー ス 債 務	8,719	12,634	17,332
その他の負債	91,246	18,383	10,478
賞 与 引 当 金	42,903	35,261	43,686
退 職 給 付 引 当 金	64,074	58,950	58,669
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	66,296	104,696	94,110
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,000	1,000	1,000
偶 発 損 失 引 当 金	8,718	8,487	1,715
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
債 務 保 証	106,710	53,605	73,771
負 債 の 部 合 計	78,597,796	73,125,851	80,575,952
(純資産の部)			
出 資 金	253,666	253,666	255,925
普 通 出 資 金	253,666	253,666	255,925
利 益 剰 余 金	6,412,257	6,356,156	6,316,334
利 益 準 備 金	255,925	255,925	255,925
その他利益剰余金	6,156,332	6,100,231	6,060,409
特 別 積 立 金	5,972,408	5,872,408	5,872,408
(うち経営安定化積立金)	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	183,924	227,823	188,001
組 合 員 勘 定 合 計	6,665,923	6,609,822	6,572,259
その他有価証券評価差額金	△ 1,011,349	△ 603,198	△ 230,592
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,011,349	△ 603,198	△ 230,592
純 資 産 の 部 合 計	5,654,573	6,006,623	6,341,667
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	84,252,370	79,132,475	86,917,619

損益計算書

(単位：千円)

科 目	〈参考〉	
	令和5年9月末	令和4年9月末
経 常 収 益	531,571	526,271
資 金 運 用 収 益	500,801	503,099
貸 出 金 利 息	339,558	340,232
預 け 金 利 息	14,397	15,643
有価証券利息配当金	129,383	122,942
その他の受入利息	17,462	24,279
役 務 取 引 等 収 益	18,256	21,259
受入為替手数料	7,191	7,532
その他の役務収益	11,065	13,727
そ の 他 業 務 収 益	869	1,015
そ の 他 の 業 務 収 益	869	1,015
そ の 他 経 常 収 益	11,643	897
貸倒引当金戻入益	11,487	—
その他の経常収益	156	897
経 常 費 用	445,815	477,241
資 金 調 達 費 用	9,350	9,640
預 金 利 息	8,925	10,102
給付補填備金繰入額	512	729
借 用 金 利 息	△ 87	△ 1,191
役 務 取 引 等 費 用	56,286	55,948
支 払 為 替 手 数 料	3,191	3,189
その他の役務費用	53,095	52,758
そ の 他 業 務 費 用	117	49
国債等債券償還損	75	49
その他の業務費用	42	—
経 費	378,906	383,211
人 件 費	273,563	277,504
物 件 費	99,034	100,400
税 金	6,308	5,306
そ の 他 経 常 費 用	1,154	28,392
貸倒引当金繰入額	—	28,142
そ の 他 資 産 償 却	50	13
そ の 他 の 経 常 費 用	1,103	236
経 常 利 益	85,755	49,030

科 目	〈参考〉	
	令和5年9月末	令和4年9月末
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	—	—
固 定 資 産 処 分 損	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	85,755	49,030
法人税、住民税及び事業税	17,121	11,879
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,688	△ 2,481
法 人 税 等 合 計	14,433	9,398
当 期 純 利 益	71,322	39,631
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	112,601	148,369
当 期 未 処 分 剰 余 金	183,924	188,001

地域貢献活動

(令和5年4月～令和5年9月まで)

- 鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。



苦情相談窓口の設置

お客さまからのご要望にお応えするために「お客様相談窓口」を本部(総務企画部)に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備しております。
電話番号 0954-62-9966 (総務企画部) / 受付時間 平日 9:00～17:00

通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

通帳・カード等を紛失または盗難に遭われた場合は、ただちに最寄りの店舗へご連絡ください。
なお、営業時間外や休日の場合は、留守番電話にて「カード紛失受付センター」の電話番号をご案内しております。
電話番号 047-498-0151 (カード紛失受付センター)

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。
※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369-1
受付日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00/13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00/13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00/13:00～17:00

名称	福岡県弁護士会 天神弁護士センター	福岡県弁護士会 北九州法律相談センター	福岡県弁護士会 久留米センター
住所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021 久留米市篠山町11-5
電話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日時	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～19:00 土・日・祝 10:00～13:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:30/13:30～15:30	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～11:30/13:00～16:00

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
受付日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

- 移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - 現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的には仲裁センター等にご照会ください。

- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

店舗一覧（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）

店名	住所	電話	ATM
本部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-63-2411	1台
太良支店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩田支店	〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉野支店	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大浦支店	〒849-1612 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁463番地	0954-68-2316	1台
武雄支店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷搦1121番地1	0955-23-6538	1台
有明支店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
白石支店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有田支店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	

地区一覧

鹿島市、武雄市
伊万里市、嬉野市
太良町、白石町
大町町
江北町（大字惣領分を除く）
有田町
ただし、佐賀県の
外郭団体は佐賀県
一円